

## 第 3 回

# 北 広 島 市 安 全 で 安 心 な ま ち づ く り を 考 え る 市 民 会 議

と き：平成20年5月30日（金）14:00～

と ころ：中央会館（市役所隣） 集会室

# 会議次第

## 1 開 会

## 2 第2回議事録概要確認

## 3 説明及び協議事項

### (1) 条例の素案について

条例の構成について  
条例内容について  
条例名について

### 配布資料

資料 1 ホームページ掲載資料

## 4 その他

### (1) 次回の会議日程の確認

## 5 閉会

## 条例名について

### 「条例名(案)」

- ・ 北広島市安全で安心なまちづくり条例
- ・ 北広島市みんなで防犯・安全で安心なまちづくり条例
- ・ 北広島市防犯に関する安全安心条例
- ・

### 【参 考】

#### 道内制定市等の条例名

犯罪の表現が入っている条例	北海道、函館市、帯広市
安全で安心の表現が入っている条例	小樽市他5市
コミュニティの表現が入っている条例	岩見沢市、美唄市
生活安全の表現が入っている条例	釧路市他11市
防犯と交通の表現が入っている条例	千歳市、苫小牧市、伊達市、旭川市

## 条例の構成について

条 項	項 目	考 え 方
第 1 条	目 的	安全で安心なまちづくりに関する、基本理念を定める 市、市民、事業者、住民組織（町内会等）の責務の明示 市民等が安全で安心して暮らせる又は滞在できる社会の 実現
第 2 条	定 義	「安全で安心なまちづくり」とは、市民等（市民、事業者、 住民組織等）による犯罪の防止のための自主的な活動、市 及び市民等による生活環境の整備、その他これらの防止の ための必要な取り組み
第 3 条	基本理念	「安全で安心なまちづくり」は、自らの安全は自らで守り、 地域の安全は地域で守るという意識の基本 市及び市民等の適切な役割分担による協働の下での一体 となった取り組み 犯罪の実態を考慮した効果的な取り組み 援護を要する者（児童・障がい者・高齢者等）に配慮した 取り組み 関連分野の取組との連携を基本とした取り組み
第 4 条	市の責務	市民等と協働して、安全で安心なまちづくりに関する必要 な施策の策定と実施 国、道、関係団体等との緊密な連絡調整
第 5 条	市民の役割	自らの安全確保のための積極的な努め 市の施策に対する協力
第 6 条	住民組織及 び関係団体 の役割	地域の安全を守り高める取組への積極的な努め 市の施策に対する協力

第 7 条	事業者の 役割	事業活動における自らの安全確保に対する積極的な努め 市の施策に対する協力
第 8 条	推進体制の 整備	安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進する ために必要な体制の整備
第 9 条	生活環境の 整備	市及び市民等が協働して、犯罪の防止に配慮した生活環境 の整備
第 10 条	児童等の安 全の確保及 び安全教育 の充実	学校、家庭及び地域社会と協働して、児童等が通園、通学 等に利用している道路及び児童等が日常的に利用している 公園等における児童等の安全の確保 学校、家庭及び地域社会と協働して、児童等が犯罪に遭わ ないようにするための教育の充実
第 11 条	高齢者、障 がい者等の 安全の確保	高齢者や障がい者等、犯罪弱者に対して、犯罪に遭わない ようにするための必要な措置
第 12 条	自主的な地 域安全活動 に対する支 援	自主的な活動に対する必要な支援
第 13 条	委 任	施行に関して必要な事項の定め